

援護基金

機関紙第75号
(平成27年4月)



ハナミズキ (photo by Cametarou)

公益財団法人

中国残留孤児援護基金

平成二七年度事業計画及び予算案を議決、 無料職業紹介事業を追加

公益財団法人中国残留孤児援護基金第14回理事会が、本年2月27日に虎ノ門1ビルにおいて開催されました。二七年度は、①帰国者高齢化時代に対応して事業の転換を進める。②引き続き情報管理体制強化を進める。③普及啓発、均衡財政に努める、という基本方針に基づいた平成二七年度の事業計画及び予算案が原案通り議決されました。具体的には、訪問介護ステーション寿星の充実・無料職業紹介事業開始・戦後70周年記念事業の実施等に重点が置かれます。

援護基金人事

任用（平成26年10月1日付）

中国帰国者支援・交流センター所長

昇任 山口 昌巳（前定促センター総務課長）

任用（平成27年1月5日付）

訪問介護ステーション寿星所長

採用 鶴原 孝徳

退職（平成27年3月31日付）

中国帰国者定着促進センター所長

佐藤 恵美子

任用（平成27年4月1日付）

中国帰国者定着促進センター所長

常務理事兼任

小林 悦夫



第14回理事会

目次

第14回理事会・・・・・・・・・・・・・・・・表紙裏
訪問介護ステーション寿星の開所について・・・・・・1頁
平成27年度事業計画の概要・・・・・・・・・・・・・・4頁
平成27年度事業スケジュール表・・・・・・・・・・・・5頁
平成26年度集団一時帰国事業・・・・・・・・・・・・・・6頁
定着促進センター便り・・・・・・・・・・・・・・7頁
支援・交流センター便り・・・・・・・・・・・・・・9頁

訪問介護ステーション 寿星の開所について

寿星の開設

本年二月一日をもちまして、訪問介護ステーション寿星が、開所しました。

拠点となる場所は、東京都中野区弥生町五―五―三 中野富士見スカイマンション一〇二号室です。

訪問介護事業（介護予防を含む。以下同じ）につきましては、前号の機関紙「援護基金」でも述べたとおり、以前から、公益財団法人 中国残留孤児援護基金において、その計画が行われ、準備が着々と進められてきました。ようやく関係各位のご尽力が実り、ここに開所の運びとなりました。

二〇〇〇年に介護保険法が、制定され、今年で、一五年目をむかえ、この間、国も、いろいろと制度改正をおこなってきましたが、現在も介護保険をめぐる問題は多く、今もいろいろと議論がおこなわれてお

ります。一方、帰国孤児も平均年齢が七十三歳を超え、帰国者にとっても介護需要がますます増加することが予想されます。中国帰国者に関わるさまざまな問題は、言葉や生活習慣の問題が根底にあります。介護問題も同様で中国語で介護できる体制をとらずに解決は難しいと思われる



寿星スタッフ

ます。ここが一般高齢者の介護と大きく異なる点であり、一般の介護事業所では対応しきれない点であります。「寿星」では、中国語に堪能なスタッフをそろえ、帰国者の皆さんのニーズにこたえることができます。

これは、中国帰国者の皆様方の、最後の福祉の向上を図る上で、極めて重要な対策の一環として、実施するものです。

寿星の概要

寿星の概要の一端を述べてみますと、まず、職員については、開所時点で所長（管理者）一名、サービス提供責任者一名（中国語可）、常勤の訪問介護員兼通訳一名（中国語可）、登録型訪問介護員四名（全員中国語可）の職員を配置しますが、徐々に増員していく予定です。

訪問介護の実施地域は、とりあえ

ず、東京都の中野区、練馬区、杉並区としますが、中国帰国者の場合には、できる限り都内全域のニーズに応えていきたいと考えています。

事業所の営業日は、月曜日から金曜日、時間は、午前九時から午後五時四十五分となっております。

介護サービスの内容は、要介護者に対しては、身体介護（食事介助、入浴介助、排泄介助、体位交換、外出介助など）、要支援者に対する生活援助としては、掃除、洗濯、調理など直接利用者の援助と日常生活の援助等、自立支援を目的とした身体介護や生活援助を行ないます。

訪問介護を受けるまでの流れ

つぎに、訪問介護を受けるまでの一般的な手続きの流れを簡単に説明します。

家庭内において、現在介護を必要としている方がいましたら、まず、お住まいの市区町村に要介護認定の申請を行います。申請は本人か家族が行いますが、ケアマネジャーや地域包括支援センターに代行してもらうこともできます。

申請後、市区町村（委託を受けた者の一部）の職員等が調査員として訪問し、本人や家族と面接し、動作の状態に関する聞き取りが行なわれます。

調査の結果を、コンピュータにかけて結果を出します。(一次判定)、その判定の結果と、訪問調査による特記事項や主治医の意見書をもとに、介護認定審査会により要介護、要支援、非該当の判定がでます。(二次判定)

要介護一・五と認定された方は、指定介護支援事業者等と契約し、その事業所のケアマネジャーが中心となって、サービス利用の原案が利用者に示されます。

その原案を検討して、ケアプランを作り、利用者の同意を得て、訪問介護を行なうサービス事業者と契約します。

要支援一・二、または、非該当と認定された方は、地域包括支援センターの担当者や委託を受けたケアマネジャーが本人や家族の希望を聞いて介護予防サービス計画を利用することとなります。

介護保険制度では、要介護者は、介護サービスを提供する事業者との間で、個別に利用契約を結ばなければなりません。契約が結ばれて、訪問介護サービスがスタートします。

介護保険制度では、利用者は、その費用の割を負担することになっているので、その分をサービス事業者者に支払うことになります。ただし、「帰国者支援法」による支援給付を受けている帰国者の方は、支援給付



寿星開所式の様子①

から支払われるので、自己負担はありません。

寿星のこれから

帰国者の皆様方には、指定居宅介護支援事業所と相談して実際にサービスを行う訪問介護事業所を選ぶ際に、中国語の出来るスタッフがおり、皆様方の意向に沿った介護を行う事業所をぜひ選んでもらいたいと思います。言葉の壁により皆様方がこれまで希望してもなかなか叶えられなかった介護の問題が、一挙に解決するかもしれません。

われわれも、これから、中国語に



寿星開所式の様子②

よる介護を行う介護事業者として、この事業を充実発展させ、地方に住まいの皆様方のためにも、実施地域をもっと広げていくことを目標に進めて参りたいと思いますので、ご支援ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(訪問介護ステーション所長 鶴原孝徳)

寿星介護訪問站の紹介

寿星の開站時間

今年の二月一日开始运营。

开站地点

東京都中野区弥生町五十三
中野富士見スカイマンション
一〇二号室

访问介护（介护预防）前期刊物机关新闻也介绍过，公益财团法人中国残留孤儿援护基金在这个计划的准备中，各单位的同仁们给予了最大的支持与协助。使寿星得以顺利的运行。

在二〇〇〇年介护保险法实行开始到今年以经是十五年了。在这期间国家对介护制度做了许多改进。

但是，现在还有许多没有解决的问题。另一方面，归国者的平均年龄已超过七十三岁，他们对介护的需求也在增加。但是，因为语言，生活习惯等多种原因，在利用介护保险时存在许多难以解决的课题。

针对这个课题，中国残留孤儿援



寿星事務所内

护基金成立了《寿星介护站》《寿星介护站》有会讲中国话的工作人员，让老后的归国者得到满意的服务。

员工简介

所长一名，服务质量负责人一名（会讲中国语），常勤介护员兼翻译一名（会讲中国语），专职介护员四名（都会讲中国语），还在增招介护员。

介护访问对象的范围，东京都中心野区为中心的练马区，杉並区的三个区。但，凡是有归国者的东京都内，我们都会尽最大努力提供介护服务。

营业时间，周一至周五。

上午九点至下午五点四十五分。

介护内容

介护者的身体介护（帮助吃饭，洗澡，去洗手间，翻身，陪同散步，去医院），生活支援（打扫卫生，洗衣做饭）也在介护保险范围之内。

要支援是以予防介护为前题，所作的一些辅助服务。

利用介护访问的顺序

在此简单的介绍一下申请介护保险的过程。

如果认为需要介护保险的情况下，首先到自己居住的市区町役所，福祉窗口申请介护认定。申请时，您本人或您的家人可以代替的同时，您也可以委托介护支援专门员或地域包括支援中心的工作人员帮您申请。

接着会有专门的调查员为您的介护申请做一些面谈调查，会问一些在日常生活中的情况。

经过调查通过电脑算出结果（第一次判断），再由判断的结果和访问调查时的特别注意事项再加上主治医生的意见书，由介护认定审查会的综合判断，要介护，要支援，不属于介护范围的结果（第二次判断）。

介护保险是需要介护的人的保险制度。对于提供服务的单位，要各自的签合同。接着，利用者可以根据自己的意愿选择服务内容和单位。

服务单位要将运营规定内容和业务范围要对利用者和家人做详细的说明，在对方理解接受的情况下再提供介护服务。

要支援一、二，或者不在两者以内，区役所福利担当员或者介护专门员会根据本人或家属的意愿，为您作出以予防介护为中心的计划书。这样您就可以利用介护保险了。此外，介护费用的十分之一由利用者负担。

但是，归国者及其配偶的十分之一，根据「归国者支援法」的规定特别支付，所以归国者及其配偶者不需要负担其费用。



寿星開所式記念撮影

归国者如果利用寿星介护访问站的介护服务时，寿星介护访问站有会讲中国语的介护访问员。大家所担心的语言障碍会得到解决。

我们从现在开始对归国者的支援，把介护事业做为一个新的领域，对居住在东京都外的归国者，将来也能提供同样的介护服务为目标去努力工作。

最后，寿星全体工作人员，希望大家的理解与支持下，把介护事业发展的更好，更完善。

《寿星介护站》站长 鹤原 孝德

平成27年度事業計画の概要

寄附金募集事業

減少傾向を普及啓発を強化して食
い止めるよう努力致します。

公1事業（中国在住者関連事業）

（公益目的事業の第1区分の意味）

1 養父母への扶養費送金

26年度に帰国した孤児が、中国に残した養父母に対し、国と援護基金とで扶養費を送金します。

2 訪中説明会（座談会）

中国に残留されている邦人等で、健康上の理由や遠隔地に居住しているため遠出できない残留邦人宅に赴き、直接話をします。

3 中国関係機関訪日協議

中国残留邦人問題を円滑に図るため中国関係機関の担当者を日本に招致し、日本へ帰国後の状況など知見を広めてもらうと共に意見を交換します。

4 集団一時帰国受入事業

今年も3回にわたり、集団一時帰国を受入れてお世話を致します。

公2事業（帰国者関連事業）

1 養父母お見舞い訪中援助事業

昨年同様、養父母をお見舞いに行く孤児に対し、旅費、お見舞い金を支給します。

2 就学援助事業

①大学等の就学資金貸与事業援助
大学・専修学校

奨学金（月額）

入学金

専修学校

奨学金（年額）

②支援交流センター受講者援助

③介護関連資格取得に係る援助事業

④介護職員初任者研修、介護福祉士、介護支援専門員、福祉住環境コーディネーター取得の受験対策講座（試験料含む）の受講料の8割（上限8万円）を援助します。

⑤団体活動助成事業

⑥日本語教育、福祉の向上、特に高齢帰国者及び家族に特化した援助活動等を行っている団体に対して、団体助成委員会の審査を受け助成金を交付します。

⑦老後支援事業

⑧介護事業基盤整備援助及び介護団体支援

⑨NPO法人が主なサービス提供者を帰国者等として、訪問サービス事業所等を立ち上げる時の資金や立ち

上げ後の運営費を援助します。

⑩要介護支援モデル事業

⑪中国帰国者に介護支援を行って

いる団体等の有効な取り組み事例と帰

国者介護に関わる人材や施設等の情

報の収集・整理を進めるとともに、

介護事業所へ「語りかけ協力員（中

国語話者）」を派遣します。

⑫訪問介護事業

⑬訪問介護を必要とする要介護帰

国者と中国語を話す二世三世ヘル

パーとのマッチングを進めるために、

東京都中野区に「公益財団法人中国

残留孤児援護基金訪問介護ステッ

ション寿星」を平成27年2月に開設し

ました。今後は帰国者宅への訪問の近

距離移動の実現のため、都内各地域

に非常勤ヘルパーを配置して、事業

を軌道に乗せるようにします。

⑭日本国籍取得支援事業

⑮身元が判明しているにもかかわらず、戸籍が戦時死亡扱いになっている人について、戸籍の訂正審判にかかる費用を援助します。

ら本格的な実施を予定している。

7 中国帰国者支援・交流センターの運営事業

日本語の通学課程のほか、文化講座等の交流事業、地域支援事業、地域生活支援推進事業、生活相談事業等を実施します。

自立研修事業は、昨年度同様、週1日の日本語再研修事業及び生活相談事業を支援センターが実施し、定促センター修了者向けのコースは東京YWCAに再委託して実施します。

⑧就職援助事業

⑨職業相談員を中国帰国者定着促進センター及び支援・交流センターに配置し、帰国者二世等に対し職業指導等を行います。

⑩無料職業紹介事業

⑪帰国者二世三世で求職中の方と帰国者二世三世を雇用したい会社に対する職業あっせんを行うことができ

る許可を厚生労働大臣から受けまし

た。早期に体制を整備して平成27年

度から、あつせんを行うようにします。

⑫教材の開発・出版事業

⑬引き続き日本語教材等の開発、改訂、出版をすすめます。平成27年度は「中国語を母語とする人のための医療用語・表現集」の改訂（第2刷第2版）を、更に「中国語を母語とする人のための介護用語・表現集」（上・下巻）を新たに発刊する予定です、ご期待下さい。

⑭機関紙「援護基金」の発行

⑮年間、二回発行を目標とします。

⑯中国語を母語とする人のための医療用語・表現集」の改訂（第2刷第2版）を、更に「中国語を母語とする人のための介護用語・表現集」（上・下巻）を新たに発刊する予定です、ご期待下さい。

⑰機関紙「援護基金」の発行

⑱年間、二回発行を目標とします。

⑲中国語を母語とする人のための医療用語・表現集」の改訂（第2刷第2版）を、更に「中国語を母語とする人のための介護用語・表現集」（上・下巻）を新たに発刊する予定です、ご期待下さい。

⑳中国語を母語とする人のための医療用語・表現集」の改訂（第2刷第2版）を、更に「中国語を母語とする人のための介護用語・表現集」（上・下巻）を新たに発刊する予定です、ご期待下さい。

㉑中国語を母語とする人のための医療用語・表現集」の改訂（第2刷第2版）を、更に「中国語を母語とする人のための介護用語・表現集」（上・下巻）を新たに発刊する予定です、ご期待下さい。

㉒中国語を母語とする人のための医療用語・表現集」の改訂（第2刷第2版）を、更に「中国語を母語とする人のための介護用語・表現集」（上・下巻）を新たに発刊する予定です、ご期待下さい。

㉓中国語を母語とする人のための医療用語・表現集」の改訂（第2刷第2版）を、更に「中国語を母語とする人のための介護用語・表現集」（上・下巻）を新たに発刊する予定です、ご期待下さい。

㉔中国語を母語とする人のための医療用語・表現集」の改訂（第2刷第2版）を、更に「中国語を母語とする人のための介護用語・表現集」（上・下巻）を新たに発刊する予定です、ご期待下さい。

㉕中国語を母語とする人のための医療用語・表現集」の改訂（第2刷第2版）を、更に「中国語を母語とする人のための介護用語・表現集」（上・下巻）を新たに発刊する予定です、ご期待下さい。

㉖中国語を母語とする人のための医療用語・表現集」の改訂（第2刷第2版）を、更に「中国語を母語とする人のための介護用語・表現集」（上・下巻）を新たに発刊する予定です、ご期待下さい。

㉗中国語を母語とする人のための医療用語・表現集」の改訂（第2刷第2版）を、更に「中国語を母語とする人のための介護用語・表現集」（上・下巻）を新たに発刊する予定です、ご期待下さい。

㉘中国語を母語とする人のための医療用語・表現集」の改訂（第2刷第2版）を、更に「中国語を母語とする人のための介護用語・表現集」（上・下巻）を新たに発刊する予定です、ご期待下さい。

㉙中国語を母語とする人のための医療用語・表現集」の改訂（第2刷第2版）を、更に「中国語を母語とする人のための介護用語・表現集」（上・下巻）を新たに発刊する予定です、ご期待下さい。

㉚中国語を母語とする人のための医療用語・表現集」の改訂（第2刷第2版）を、更に「中国語を母語とする人のための介護用語・表現集」（上・下巻）を新たに発刊する予定です、ご期待下さい。

㉛中国語を母語とする人のための医療用語・表現集」の改訂（第2刷第2版）を、更に「中国語を母語とする人のための介護用語・表現集」（上・下巻）を新たに発刊する予定です、ご期待下さい。

㉜中国語を母語とする人のための医療用語・表現集」の改訂（第2刷第2版）を、更に「中国語を母語とする人のための介護用語・表現集」（上・下巻）を新たに発刊する予定です、ご期待下さい。

㉝中国語を母語とする人のための医療用語・表現集」の改訂（第2刷第2版）を、更に「中国語を母語とする人のための介護用語・表現集」（上・下巻）を新たに発刊する予定です、ご期待下さい。

㉞中国語を母語とする人のための医療用語・表現集」の改訂（第2刷第2版）を、更に「中国語を母語とする人のための介護用語・表現集」（上・下巻）を新たに発刊する予定です、ご期待下さい。

㉟中国語を母語とする人のための医療用語・表現集」の改訂（第2刷第2版）を、更に「中国語を母語とする人のための介護用語・表現集」（上・下巻）を新たに発刊する予定です、ご期待下さい。

平成 27 年度：主な事業の実施計画

援助事業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
中国帰国者定着促進センター							96期生					
							遠隔学習課程・通年実施 介護情報提供					
中国養父母扶養費送金												
就学援助												
介護関連資格取得に係る援助												
養父母お見舞訪中援助												
中国残留邦人等一時帰国												
団体助成												
機関紙発行												
無料職業紹介事業												
中国帰国者支援・交流センター												
訪問介護ステーション寿星												

集団一時帰国を実施しました

～今年度は三回の 集団一時帰国を実施～

公益財団法人中国残留孤児援護基金は、6月8～19日、9月16～27日、12月4～15日（全て十二日間）に集団一時帰国（厚生労働省からの委託事業）を実施しました。9月には、集団一時帰国に参加され、30数年振りに日本へ里帰りした残留邦人がいらつしやいました。

●一回の平均

10世帯、平均年齢74.8歳

第一回目は4世帯／平均年齢76歳、第二回目は16世帯／平均年齢76歳、第三回目は10世帯／平均年齢72.5歳、三回の平均は10世帯／74.8歳でした。最高齢は90歳の残留婦人、最少は66歳の残留孤児です。日本で後期高齢者（75歳以上）といわれる方が空を飛んで海を渡り、二つの祖国を往復するのは身体に相応の負担がかかるのですが、それ以上に祖国を訪問することで得られる様々な満足

感、楽しみや幸福感が得られるので幾度となく集団一時帰国団に参加されるのでしょうか。その様々な満足感が、一回毎に高められていくよう援護基金は途切れることなく努力していきたいと思います。

●日本滞在中の過ごし方

集団一時帰国団の皆さんが日本滞在中に行うことが大きく4つあります。日本滞在中の注意事項の説明や滞在費の支給を行う帰国説明会、日本への永住帰国を希望する方に対する説明会、日本への帰国を歓迎する歓迎会と中国にお帰りになる旅の無事や再会を祈念しての歓送会、日本の親族に会うための親族訪問、そして名所観光です。名所観光は、残留邦人の方も介護人の方も非常に楽しみにしている行事ですので、皆さんが満足して頂けるよう毎回趣向を凝らしています。平成26年度は、東京スカイツリーに昇り、新歌舞伎座を見学し、サーカスも見に行きました。雷手ぬぐいの藍染めを体験したり、雷

おこしを手作りしたり、吹き寄せの江戸風鈴の製作にも挑戦しました。一泊旅行では、箱根のロープウエーに乗って火口活動している大涌谷を見に行き、伊豆で万華鏡を手作りしました。お土産のお買い物はホテル周辺や秋葉原に出かけて多種多様な物を買いますが、体験型で自分で楽しみながら製作した品物を世界に唯一の物として、自分や家族のお土産にするのも喜ばれています。

●ついに起こった出来事

冬の中国東方地方

第三回目の瀋陽便は12月15日10～15に定刻どおり成田空港から瀋陽桃仙空港へ向けて飛び立ちました。機内の一時帰国団の皆さんは日本のお土産をたくさん抱え、二週間ぶりに帰る中国の我が家で旅の疲れを癒やせると安堵していた頃かと思うのですが、瀋陽桃仙空港

着陸40分前に急遽空港が閉ざされてしまい、やむなく日本の成田空港へ舞い戻ってきたのです。空港閉鎖の原因は大量の雪と氷。冬季の空港閉鎖は現地では珍しいことではないのですが、集団一時帰国団がそれに遭遇するのは事業開始25年間の中で初めてのことでした。舞い戻ってきた皆さんはお疲れの様子でしたが、席静波団長の高い統率力の下、動揺することも迷うこともなく、むしろおまけの1日を楽しんで、翌日の同便で元気に中国へお帰りになりました。冬季の瀋陽便は要注意です！



東京スカイツリーで空に浮かぶ
ソラカラちゃんに扮した西野フミコさん

定着促進センター便り

今回は、教務課が担当する日本語日本事情研修の中で実施されている、子どもを持つ保護者を対象とした学習活動について紹介します。

「保護者のための学習プログラム」

センターには、三世世代の子どもを伴って帰国する家族も数多く入所してきました。学齢期の子どもたちは、センターの「小学生クラス」あるいは「中学生クラス」に所属し、日本語や教科の授業を受けたり、社会科見学や小中学校体験入学等の実習に参加したりしながら、定着後日本の学校に通うための準備をします。

子どもの教育を円滑に行うために、子どもたちの保護者の理解と協力が不可欠です。親世代（二世）は、子どもを日本の学校に通わせる保護者として求められる役割を理解し、必要な対応ができるようにならなければなりません。このことを学習目標とした「保護者のための学習プログラム」の一部を紹介します。

「学校からの「通知」の読解」

学校と家庭が協力するために最も

重要なのは（連絡）です。日本の学校では、行事のお知らせ等、保護者に連絡する際は、「通知」プリントがよく使われます。保護者は、子どもが学校から持ち帰る様々なプリントから重要な内容が書かれた通知を探し出し、それをよく読んで適切に対処しなければなりません。「子どもクラス」では、保護者向けの連絡事項は、一般の学校と同様に子どもを介してプリントで連絡するようにします。また、保護者からの出欠の返事等も、通知の中で指定したとおりに記入・捺印し、子ども経由で提出する練習を繰り返します。子どもがプリントを親に見せたか確認するのはもちろんのこと、返信の仕方が不適切な場合は、親と子ども双方に注意を促すようにしています。

「お弁当」実習」

遠足や運動会等、行事の際に子どもに弁当を持たせる習慣は中国にはほとんどありません。そこで、日本のお弁当の習慣についての理解を深めるために、子どもクラスの社会科見学実習と関連づけて、保護者向け

の「お弁当」実習を行います。子どもに持たせる一般的な弁当の例や弁当を詰める時に使う仕切り皿等を紹介しながら、弁当作りのコツや注意事項を説明し、ごはんやおかずを子ども用の弁当箱に詰める練習を行います。そして、社会科見学実習の前日に各家庭に弁当箱を貸出し、当日は手作りの弁当を子どもに持たせてもらうのです。温かいものを食べるのが当たり前という中国の食習慣になじんでいる子どもの中には、冷めたお弁当に戸惑う子どももいますが、父母の手作りの弁当をうれしそうに食べる姿が印象に残ります。

第95期は、就学年齢に満たない幼児が入所し、地域の保育園や、センター内に設置した保育室で保育を受けました。日本語日本事情研修の中では、その保護者を対象に、子どもを保育園に通わせることを想定した授業プログラムを計画・実施しました。上述の「通知」読解やお弁当実習の他、担任の保育士とやりとりする連絡帳の書き方や、園生活を送る上で最低限必要な日本語会話（欠席連絡の電話を掛ける、先生と子どもの様子について話す等）の練習も行いました。また、センターの担当保育士を交えた「育児相談」や、子どもが通っている保育園での参観

や保育園の先生との面談等も実施しました。日々の家事育児に追われる中での学習ですが、非常に熱心に取り組み、子どもの教育について強い関心を持っていることが窺えました。今後の子育てや教育にも役立てられることを期待します。



「第95期生の主な日程」

8月19日	中国帰国者1世帯4名入所
8月25日	「入所式」
8月26日	「開講式」
8月29日	所沢警察署「交通安全指導」
9月24日	東部クリーンセンター見学
10月8日	㈱NTT印刷見学
10月28日	所沢消防署「防災避難訓練」
11月5日	「職業体験実習」
11月7日	㈱フレックスジャパン
11月19日	川越高等技術専門校見学
11月26日	「地域体験実習」
12月28日	伊豆・箱根国立公園訪問
2月4日	「修了式」
2月5日	退所

中国帰国者 地域生活支援推進事業 「第2回支援・相談員、自立支援通訳等のための 介護通訳研修会」 - (報告)

首都圏センターが平成26年12月5日、国立オリンピック記念青少年総合センターで開催した介護通訳研修会には、関東甲信越ブロックから支援・相談員等94名が参加した。事前アンケートでは、認知症患者の問題をはじめ、介護保険利用を阻む問題、要介護認定調査時の問題、訪問サービスや施設サービス利用時の問題など、介護支援に纏わる現場からの素朴な疑問や切実な訴えが噴出し、問題の多様さと深刻さが伝わってきた。



★テーマの一つは認知症の理解

長年に亘り老年看護、高齢者ケアの研究をされている鎌田ケイ子氏（NP0 全国高齢者ケア協会理事長）から、認知症という病気の本質や、患者や家族へのサポートの在り方について学んだ。認知症は、周囲の対応次第で症状が重くもなるし軽くもなる病気だという。本人が失敗したり現実を取り違えたりすることを言っても、正面から否定してはならない。正しいことを理解してもらおうとしても、効果がないばかりか、症状を悪化させる可能性もある。介護者には、本人の言い分を一旦受け止めた上で、サポートしたり解決策を見つけたりするなど、余裕のある態度が必要で、優しさが試されるという。

認知症については関連書籍が多数出回っているし、国も患者数の増加を見込んで、国民に対し基本的知識の普及に努めている。しかし、中国語で書かれた資料自体はほとんど無い。そこで、今回、介護情報提供事業を担う中国帰国者定着促進センターに、日中対訳版『認知症の基礎知識』と別冊付録の中国語版『こんなときどうする？チャートでわかる認知症介護』（著者は鎌田ケイ子氏）を提供してもらった（※）。

★帰国者支援の現場から

続いて、日中両国の言葉が話せるケアマネジャー川上月氏より、帰国者の介護支援事例を伺った。中でも老老介護を続けて介護サービスを強く拒否していた家族が、見かねた近隣の人に連絡されてから介護保険を受けるまでの支援事例が印象的だった。そこでは、①信頼関係を築くための労力を惜しまない、②困難な問題は一人で抱え込まずに関係部署と連携して当たる（近所の人の協力も得る）、③本人の思いを尊重する、④相手と同じ目線に立って支援するなど、対人支援の基本的姿勢を繰り返し強調された。

休憩時間に、ケアマネジャーの資格を持つ支援・相談員がスタッフに近寄って来て「帰国者や家族に介護保険制度を理解してもらう必要を痛感する。地域で介護保険講座を開くなど、直接働きかける活動をしてほしい」との要望が出された。また、グループ討議の中では、異口同音に「帰国者を受け入れる入所施設の情報がほしい。」との声も出た。

帰国者の介護支援はまったなしの状況にある。国や地方自治体、そして帰国者支援組織が連携して、それぞれ何をどのように担っていくのかをより一層明らかにしていく必要を感じた。(M)

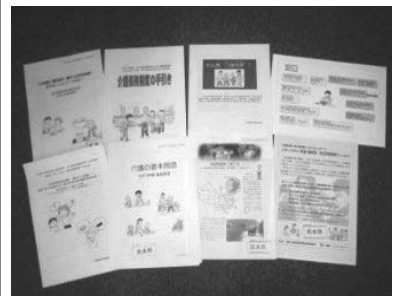
（※）中国帰国者定着促進センターが提供可能なその他資料
[支援・相談員等向けの資料として]

①介護保険制度と基本用語を学ぶ為の日中対訳資料、DVD ②要介護認定調査の内容を知る為の日中対訳資料 ③帰国者家族に介護保険を分かりやすく説明するための資料(イラスト付き)

[介護事業所・施設のスタッフ向け用として]

①中国帰国者について分かりやすく書かれたチラシ、②帰国者事情や中国文化事情をまとめたパンフレット ③帰国者とヘルパー等との意思疎通を補助する絵付きカードセット

問い合わせ先：中国帰国者定着促進センター（04-2993-1660）



支援・交流センター便り 第26号

編集・発行 中国帰国者支援・交流センター

〒110-0015 東京都台東区東上野1-2-13 カーニープレイス新御徒町6階

TEL 03-5807-3171 FAX 03-5807-3174

E-mail: info@sien-center.or.jp URL: http://www.sien-center.or.jp/

中国帰国者 就職援助事業 — 第31回企業見学 —

中国帰国者支援・交流センターでは年2回、職業訓練校と近隣企業等の協力により、主に就職を希望する帰国者2・3世を対象とした「企業見学」を実施し、就職に役立つ情報提供と相談支援に努めています。12月17日(水)に43名が参加し、多摩職業能力開発センター八王子校(東京都八王子市)と森永乳業東京多摩工場(東京都東大和市)を訪問しました。

多摩職業能力開発センターでは、中川原校長から学校の概要と各訓練科目の説明の後、2グループに分かれて、栗原課長補佐と清水主任の案内で、自動車整備工学、メカトロニクス、電気設備システム、電気設備管理、介護サービス、福祉用具の授業を見学しました。参加者たちは皆、興味津々でした。

森永乳業では、ビデオを見ながら説明を聞き、原料のアロエベラと製品のアロエヨーグルトの試食後に、主な製品の牛乳、果汁飲料、ヨーグルトなどの生産工程を見学しました。食品加工の高い技術力と厳格な安全管理に、参加者一同感心すると同時に消費者を安心させる企業努力を学びました。(FT)



中国帰国者 就職援助事業 — 第7回職業講話の開催 —

当センターでは毎年就職に役立つ「職業講話」を開催しています。12月24日(水)に就労マナーに関する講話を開催しました。8名が参加し、コミュニケーション・アドバイザーの佐藤由紀講師からマナーに関する講演と、面接や挨拶のトレーニング、それらを応用したロールプレイの実演練習をしました。

講師からは、第一印象や、言葉遣い、立ち居振る舞いの基本などに関して資料をもとに、発声や動作の確認をしながら、わかりやすく説明していただきました。

事前の質問では、マナー以外にもどうやって自分のやりたい仕事を探すか、就職に役立つ基礎知識、どんな条件で就職ができるか、就職に必要な手続きなどについても相談があり、就職につながる心構えや日頃の準備について回答がありました。

これからも、当センターではハローワークなどの関連機関と連携し、就職に役立つ活動を実施していきたいです。また、帰国者向け情報誌『天天好日』の紙上でも、2・3世の就職に役立つ情報提供をしていますので、こちらも是非ご活用ください。(FT)





ご寄附のお願い

当財団では国の委託事業のほか、孤児を育てていただいた中国の養父母への扶養費送金、孤児が訪中し養父母をお見舞いするお見舞い訪中事業、就学援助、団体助成等さまざまな事業を行っており、更に今年度から老後支援事業に力を入れることになりました。これらの事業を推進するにあたっては、皆様から寄せられた浄財を充当しており、多くのご支援が必要です。当財団事業にご理解をいただきご寄附をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

寄附金の送金方法（一般寄附）

(1) 郵便局をご利用される場合

郵便振替口座番号 00190-0-64863

加入者氏名 公益財団法人 中国残留孤児援護基金

(2) 取扱銀行をご利用される場合（一般寄附）

振込先名義 公益財団法人 中国残留孤児援護基金

みずほ銀行 (新橋支店) 普通預金 No. 778162)

三井住友銀行 (東京公務部) 普通預金 No. 22640)

三菱東京UFJ銀行 (本店) 普通預金 No. 7644778)

りそな銀行 (東京公務部) 普通預金 No. 6102827)

当財団は内閣府から「公益財団法人」の認定を受け、個人・団体・企業からの寄附金に対し、法令に基づき減免税措置が行われます。

『援護基金』第75号 2015年4月20日発行

編集・発行 公益財団法人 **中国残留孤児援護基金**

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目5番8号

オフィス虎ノ門1ビル

電話 03-3501-1050

FAX 03-3501-1026

<http://www.engokikin.or.jp/>